

論 説

事業者DXのための民間と各税・社会保険当局の役割

ーデータの分断・重複を避けるためにはどうしたらいいのかー

熊本国税局長

初 谷 武 志

◆SUMMARY◆

昨今、あらゆる分野においてDX（デジタル・トランスフォーメーション）が謳われているが、民間事業者を基軸に考えると、そもそも取引がデジタル化されていない、デジタル化はされているが次のデータ処理への移行ができない（スムーズでない）などの課題があると思われる。また、各行政機関がそれぞれの行政機能を分担管理していることを前提とすれば、社会全体でみると同じ（ような）データが別々に各機関に流れ、また、中間作成資料も多い、同じ（ような）データが様々なところで別々に保管されている、などの、全体としての無駄も懸念されるところである。

すなわち、取引には、本業取引や経費支払い、従業員への給与支給など様々な種類のものがあるが、これらが、たとえ異なるシステム系列のものであっても、共通フォーマットのものがあって、あるソフトから次段階のソフトにデータがスムーズに引き継げれば、効率化効果が期待できる。また、事業者から従業員への給与の支払いは、国税の源泉徴収、地方税の特別徴収、社会・労働保険料の算定等、様々な局面での標準となるので、基データは各行政機関がそれぞれ提出を受けるのではなく、どこか一か所に置いておき、それを各機関が見に行く方が社会全体としては効率的であろう。

もちろん、民間の競争社会や行政機能にかかる制度面等に鑑みれば大きなネックは想像に難くないが、将来にわたってはこれら課題を官民双方での協議のもとに解消していければ社会全体のデジタル化は飛躍的に進むのではないか。この稿ではこういった問題意識を基に、真に社会がDXを進めていくための方策を検討していきたい。

（令和6年2月14日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

はじめにー問題意識と打開策ー	84
I DXの動きと問題意識	85
II バックオフィス業務の現状と課題	86
1 ある（仮想）企業の業務（現状）	86
2 バックオフィス業務等の現状と課題	88
(1) 本業としての受発注、納品・支払管理	88
(2) 経理・会計処理（経費処理を含む）、申告等事務、給与関連事務	88
(3) 決算、国税・地方税、その他社会保険等の申告・納付手続きー当局側の課題ー	92
III 「現状と課題」を踏まえた対応策	93
1 「本業」の受発注、納品・支払（企業間取引）データの管理	93
2 各種ソフト、システムの連携【提言1 標準連携フォーマットの必要性】	94
3 原始データの共有【提言2 クラウドの活用による提出、調査・検査対応】	96
(1) 「提出」等にかかる考え方の整理	96
(2) 参照方式とそのデータの活用	97
(3) 参照方式のさらにその先（当局のアクセス権）	97
(4) データの整理と各当局による必要データの統合（給与関係データを例として）	98
IV 結びに代えてー上記二つの課題を進めるための枠組み（協議体の提案）ー	99

はじめにー問題意識と打開策ー

近年、あらゆる分野においてDXーデジタル・トランスフォーメーションーが謳われている。これまで行われてきた業務のデジタル化だけではなく、それを超えて業務の在り方をも変革するトランスフォーメーションに取り組むことがその内容である⁽¹⁾。国税庁も令和3年6月に税務行政のDXを図るべく「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー」を、また、令和5年6月には「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」（以下「将来像2023」という。）を発表し、後者においては新たに事業者のデジタル化促進も打ち出すなどの項目を盛り込み、取組みを進めているところである。

国税業務全般にかかるDXを進めるためには、上記将来像2023において「事業者のD

X促進」も謳っているように、税務当局内部の事務だけのDXを図っても、また、当局の都合でDXを考えて納税者にそれに対応する取組みをお願いしても進められるものではなく、民のDXを視野に入れて、国税当局以外の類似の機能を有する行政機関（地方税、年金や健康保険、労災・雇用等の社会・労働保険関係）とも足並みを揃えて事業者と当局とのインターフェイス部分を可能な限り共通化しなければならないのみならず、また、それら行政機関の事後の確認、調査・検査をも視野に入れ、更には税務申告等に至る前の事業者（企業）内での民間会計・業務にも踏み込んで検討する必要がある。その意味で、令和5年6月の発表で国税庁が積極的に事業者のDXを促進する姿勢を示したことは、一定の意義があるものと言えよう。事業者のDXが国税全体のDXには不可欠という意識の表れ

と思われる^②。では、民間の事業者がDXを進める上で何がネックとなっているであろうか。一事業者から見た場合、様々な取引先や金融機関、行政当局のシステム・データ形式に合わせなければならない部分が多い中、自社内でもその時の事情によって取り入れた各システムの仕様が異なり連携が不十分であるなど、それぞれのシステムに対応するため、あるいはシステム間の繋ぎに部分的にマンパワーによる入力・確認作業が必要となるなど、各システムへの対応に苦慮しているのではないだろうか。各システムも競争(顧客囲込み)を前提とする民の世界(官も含まれるが)の中では、連携による利便性は第一優先とはならないであろうし、レッセフェールでは事態は解決しないのではと思われる。また、「保存用データ」という観点から見た場合、クラウドの活用により一工夫できそうである。例えば個人の確定申告の場面を想定した場合、納税者には申告書を作成するためのデータ(そのうち一部は添付書類として整理して提出)、申告書データを保存する義務があり、提出を受けた当局も申告書データ、添付書類(データ)の保存義務があるが、社会全体でみるとこれらのデータは重複していて、データベースの維持管理そのものにもコストがかかることから無駄が生じていると見ることもできる。また、従業員への給与の支払いに光を当ててみると、これらは所得税・住民税の面からは源泉徴収・特別徴収のベースとなるデータであるが、同時に健康保険料や年金保険料の賦課徴収のベースともなっており、労災・雇用保険の面においても一部同様のデータを確認する局面があるなど、全体を俯瞰して見れば同じようなデータを様々なところが別の形で作成・保有している状態となっている。「申告書」そのものは、その性質により、あるいは法律上「提出」をしなければならないのかもしれないが、添付書類的データなどは、「データを送って、送る側と受け取る側双方でデー

タを保有する」ことから脱却し、「データはクラウドに上げて、参照をする当局がその部分に限ってアクセス権を持ち参照する」こととすれば、社会全体のデータの効率化に向かって進めるのではないかとと思われる。

以上のように、本稿では、大きく二つ、事業者DXのネックを解消するための、①民間会計・業務の中での標準連携フォーマットと②クラウドの活用による様々な機関の限定アクセス権によるデータ参照方式を提案したい。なお、著者の勉強不足により同様の発想のもとに実現されている部分が抜け落ちていたり、誤解や思い込みによる考え違いをしていたりということがあるかもしれないが、その点はお容赦願いたいとともに、ご指摘を賜れば幸いである。また、本稿の記述は国税庁や熊本国税局の見解を代表するものではなく、あくまで著者個人の私見である旨をお断りしておく。

I DXの動きと問題意識

税務を広く取り巻く分野のDXの動きとして、以下が挙げられる。すなわち、経済産業省が平成30年(2018年)9月7日「デジタル・トランスフォーメーションに向けた研究会」の報告書として、『DXレポート～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開』^③を発出し、企業のDXについて各種提言を発出した。また、令和2年(2020年)12月25日閣議決定「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においては行政の、また、社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの必要性が示され、国税庁も令和3年(2021年)6月11日「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2.0ー」を、令和5年(2023年)6月には、その改訂版たる「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像2023ー」を発表した。これらを概観すると、企業の、ひいては経済社会のDXの動

きに併せて、政府全体としても、税務の分野においても、DXに取り組んでいく必要があるということだろうが、殊に税務の分野においては、各企業における経済取引に伴う記録から、決算、申告に至るまで、更にはそれらの確認たる調査や徴収の局面においても、行政の業務が民間の業務と連動しているため、企業のDXと行政のDXは不可分であり、このため民間と行政との連携をより考えた取組みが必要となる。その意味で、税務行政のDXを設計するに当たっては、税務行政庁内部だけではなく、また、民間から税務行政へのインターフェイスの部分だけでなく、経理等、民間業務内のDXをも視野に入れないと全体としてのDXは図られないと言える。誤解を恐れない言い方をすれば、税務行政のDXは、民間のDXをサポートし、リードするものでなければ、その趣旨を貫徹できないのである。

しかし現状はなかなか厳しい。例えば企業の取引、記録、計算、申告・納付や、その後の税務調査や滞納整理という、税務に関連する一連の業務を見るだけでも、多くの紙資料（しかもそのうちの多くは前段階ではデジタル処理されていて「活字」にはなっている）の入力・処理・保存、異なるシステム間での連携が難しいための再入力、同一データから相手先に合わせてデータを加工などした上での申告、提出、納付などがなされる。各企業のバックオフィス業務に携わる方々は、特に申告等の各イベントがある「繁忙期」ごとに忙殺されているはずだが、作業の多くの部分が効率化可能な業務なのではないだろうか。これらの点に関して、官の領域に入る前の、民の中での「データの途切れ」に対して、何か対策が打てないか、更には、それらがデータの過不足なく、またデータが途切れることなく官の側に届けられるためにはどういった工夫が必要なのか、をしっかりと考える必要がある。

また、社会全体のDXの観点から、官民を

通したデータの流れだけでなく、紙資料やデータの持ち方についても改善の余地があるだろう。現在は、相手先ごとにアレンジした申告書・添付書類を紙やデータで提出し、提出した紙でもデータでも、提出した側の民も提出を受けた側の官も、等しく保存期間にわたって保管する必要がある。課税標準や税額等、納税者が「申告」をすべき内容そのものについては両側で保存するのもしやむを得ないだろうが、付属書類（データ）についてまで同じものを官民双方で保管する必要があるだろうか。「保管」にもコストがかかり⁴⁾、社会全体を見てこの保管コストを低減するための工夫ができないだろうか。また、証拠書類としての紙やデータも調査・検査等の際には提示できるように態勢を整えて保管する必要があるところ、現状では調査等に必要手続きを経て納税者の事務所に赴いてその保管にかかる書類・データを見せてもらうことが当然の前提であるが、ここにも社会的なコストを低減する余地があるのではないか。さらには先ほどの「付属書類」に関して、個々の取引記録、決算期などに集計したもの、またそれらを基にして各種申告の「添付書類」の様式に沿ってそれぞれ加工したものが必要であるが、そこにも何らかの改善の余地があるのではないか。

本稿ではこれら問題意識について、①民の領域でのデータの途切れに関する対応策（主に受発注等の本業取引以外の部分に焦点を当てて考察する）、②資料・データの保管に関する問題に関する対応策の順に、現状と課題、解決策を以下に記述することとする。

II バックオフィス業務の現状と課題

1 ある（仮想）企業の業務（現状）

以下はDXに取り組みたいがなかなか進めない、仮の中小企業のバックオフィス業務の実態である。これらの現状を基に、各種課題を抽出し、その解決策を導き出したい。

- ① 受発注業務は取引先ごとのEDI (Electric Data Interchange) に対応しなくてはならない。主な取引先が2系列あるが、CSVによってデータを当社の業務システムに取り込める1系列は、取込み時に気を遣うもののその後のデータ処理は比較的スムーズだが、他の1系列は、(発注側はデータ処理のようだが) 当社はコスト的に専門端末・システムまでは導入しておらず、メールでPDFが送られてきてそれを入力してからの処理となるので、入力の手間や、たまに入力ミスがあって当社の業務データに落とし込むのが大変である。
- ② 各種経費支払いは基本的に従業員の立替払い原票を基にクラウド会計ソフトに手入力しているが(締切りを守らない従業員も多い)、まずはその支払いが経費として認められるものなのか、証拠書類として足りているのか、をチェックし(不明点があると従業員やその所属部署に連絡をしなければならない。不十分で不明確な支払いを経費で落とせないかという「ゴリ押し」的な申し出にもしばしば対応を求められる)、OKなら当社の業務システムに入力するのだが、繁忙期は入力が遅れて処理漏れとなることもあるほか、入力ミスもある。法人用クレジットカードによる支払いや、金融機関引き落としの会計ソフト取込みも一部実施しているが、何がどのデータなのか不明瞭で、重複や漏れのチェックが大変である。
- ③ 従業員への給与支払いは、勤怠管理から給与計算までを以前購入したソフト(会計ソフトとは別のベンダーのもの)で行っている。残業時間・超過勤務手当のチェックや社会保険・労働保険・所得税・地方税の計算と控除は一旦当社給与担当が行うが、社会保険の計算・支払いの最終チェックは、必要なデータを保存して渡し、社会保険労務士にお願いしている。月次給与からは、まず所得税は源泉徴収の表に従って計算、

- 住民税は6月の賦課決定通知額によって、年金・健康・介護の各保険料は給与に大幅な変動がない限り7月に計算した標準報酬月額にそれぞれの保険料率をかけて、雇用保険料も月額の給与に従業員負担分の率をかけて計算する。計算結果によって、各役所への納付分とそれぞれの従業員への振込分とを表にして金融機関に持ち込む。国税はじめいろいろなところからキャッシュレス化は言われるが、それぞれやり方が違うし、キャッシュが残るところもあるので、これまで通り銀行に支払い明細の表を持ち込む方が楽である。なお、途中で固定給が大きく変わる従業員がいると社会保険の随時改定の対象になり、届を作成して提出しなければいけないのでちょっと手間がかかる。また、会計ソフトには合計額をまとめて入力することになっているが、データで流せばいいのになあ、と毎月思う⁶⁾。
- ④ 決算期は大変である。各種の締めを設けているのだが、仮で入力をされたままの項目も多く、その解明・整理もしなければならない。締めの結果を見て「何でこんなことになっているのか」と現場責任者が経理にクレームをつけるような場面にも出くわす。入力ミスが原因だったり、データは正しいのだが現場の期中管理が甘かったり、ということがほとんどなのだ。
- ⑤ 6月、7月は社会保険・労働保険の作業が多くなる。この時期には前年4月から本年3月までの賃金総額を基に労働保険の概算・確定保険料を申告・納付しなければならないのと、従業員ごとに4月～6月の給与支払額を基に社会保険の標準報酬月額の定時決定という手続きがあり、こちらも被保険者報酬月額算定基礎届を提出しなければならない。給与・賃金についてのデータは社労士さんに提出しているのだが、社労士さんからデータの中身についてあれこれ聞かれるなどして給与担当は6、7月の残

業が多くなる。

- ⑥ 11月からは年末調整の季節、給与担当はこの時期も残業続きになる。まず、扶養控除や保険料控除に関する作業について従業員からの問い合わせが多いほか、従業員の書き間違いなども多い。本人に渡す源泉徴収票は、先ほどの控除関係の入力データと月次給与の集計はソフト任せでいいのだが、税務署には年500万円以上の従業員の分だけ抽出して源泉徴収票のデータを格納、各市町村には市町村ごとに給与支払報告書の様式が異なるので、多いところはデータを流して印刷をかければいいが、従業員が数人しかいない市町村には却って手間が少ない手書きで対応してしまう。
- ⑦ 1月には固定資産税の償却資産の申告がある。基準が1月1日なので、資産の申告として書くものは、法人税申告書に添付する別表十六と似たようなものなのだが、法人税の方は、事業年度中の償却額について、固定資産税の方は、昨年と比べて新規に取得した資産と廃棄した資産について、と微妙に違う。法人税でも固定資産税でも、資産は資産なので一回で済まないかなと思う⁶⁾。

2 バックオフィス業務等の現状と課題

1に、勝手な想像から、ある企業の内部業務がデジタル化されていないが故の大変さを記したが、以下の業務に概ね整理でき、それぞれに様々な課題があるのではないだろうか。

(1) 本業としての受発注、納品・支払管理

企業の本業としての受発注は、大手の取引系列の中で営業活動をしている部分は、その取引系列におけるEDIによって受発注、納品・支払管理を行っていると思われるが、その企業の取引がその取引系列のみに限定されていて、EDIデータを経理・会計データとしても取り込んでいるのであればともかく、

複数のEDI系列に対応する場合などでデータ取込みができない系列がある場合、や、EDIでカバーされていない取引(中小企業間、スポットなど)があれば、個別入力によるデータ化が必要となってしまう(消費者への売上げについてはPOSデータによる管理が可能と思われるが、本稿では記述を省略する)。

この点、中小企業庁においては、「中小企業共通EDI」を提唱し、ITの利用に不慣れた中小企業も受発注業務のIT化が実現できる仕組みを提案している⁷⁾。具体的には、中小企業共通EDIポータルサイト⁸⁾記載のとおり、全国12地域・業界を選定し、国連CEFACT⁹⁾に準拠した共通辞書を用いてそれぞれの業種・地域毎のEDIの仕組み・システムの連携、更には各グループのEDIを連携できるよう、業種の垣根を越えた企業間ビジネスデータ連携基盤について実証事業を行い、受発注企業ともに約50%の業務時間削減効果が見られることが確認されたとのことで、EDIの共通化の取組みが進められつつある。なお、中小企業庁ホームページでは、後述する全銀EDIシステム(ZEDI)との連携による商流情報と決済情報とのデータ連携についても触れられている。

このように、EDIの共通化など各取組みによりデータ連携は進んではいるものの、未だ道半ばであり、インボイス導入等今後の経済社会の動きに伴ってどの程度この分野が進展するのか、見届ける必要があるだろう。

(2) 経理・会計処理(経費処理を含む)、申告等事務、給与関連事務

経理・会計処理業務については、会計ソフトベンダー各社から様々なソフトが出されている分野でもあり、まずは経費を支払った際の経理処理を含めた経理・会計ソフト、更には税の申告ソフト(経理・会計ソフトと一体となっているものもあるが)、また勤怠管理・給与支給にかかるソフトについて、各種のソ

フト等の構成や代表的ベンダーのソフトによる処理概要等を見ていき、その課題を把握することとしたい。

まず、各種会計ソフトの概要であるが、各種検索結果から個人事業主がよく利用しているのは「弥生」、「freee」及び「マネーフォワード」であろうが、会計ソフトを利用していない事業主であっても、おそらく表計算ソフトなど何らかのデジタルツールを利用しているのではないかと思われる。法人事業者については、個人事業者よりも一般的に事業規模が大きく、会計ソフト等デジタルツールを利用して経理・会計処理を行っているものと推測できる。

前述の(クラウド)会計ソフト3社のホームページを見ると、最終的には会計決算や税務申告に結びつけることとはなるのだが、日々の記帳を簡単に入力するために、クレジットカードや金融機関口座での振込記録からの自動仕訳や、自社の他機能ソフトや他社ソフトからのデータ取込みに腐心していることがわかる。具体的には以下のとおりである。なお、各ソフトを紹介する際に、基本的には個人用の会計ソフトを題材としつつ法人用の会計ソフトに言及する場合もあるが、どのようにそのシステム体系が他と連携しているのかに主題があるため、厳密にソフトごとの連携を述べているわけではない点ご容赦願いたい。

また、バックオフィス業務の中でも、勤怠管理や給与計算及びそれに付属する各業務も一定の事務量を必要とする業務である。勤怠管理・給与計算ソフトについては、ITトレンド社の年間資料請求数を基にしたランキングによると、1位ジョブカン給与計算、2位マネーフォワードクラウド給与、3位ジンジャー給与と並び、先ほどの会計ソフトとの関連では、6位が弥生給与とされている⁽¹⁰⁾。各種会計ソフトについて以下概観していく中で、勤怠管理・給与計算についても触れてい

く。

① 「弥生」

弥生株式会社が提供する、いわゆる弥生シリーズには大きくクラウド型の「弥生オンライン」とオンプレミス型の「弥生 24 シリーズ」とがある⁽¹¹⁾。このうち、クラウド型の個人事業主用には日々の記帳から確定申告までに対応する「やよいの青色申告オンライン」(他に白色申告に対応するソフトや中小規模法人向けの会計ソフトもある)、給与計算ソフトや見積・納品・請求書ソフトも用意されている。

「やよいの青色申告オンライン」は、「スマート取引取込」により銀行明細やクレジットカードなどの取引データの取込み、AIにより自動仕訳が行えるほか、レシートの撮影データの取込み・自動仕訳にも対応しているなど、顧客の入力等の手間を極力少なくできるような工夫が随所にみられる。他社ソフトからでも、CSVまたはテキストファイルが弥生のインポート形式に従っていれば取込み可能とある。また、オンプレソフトの「弥生会計」では、他社データとも「YAYOI SMART CONNECT」⁽¹²⁾により各種のサービスとの連携ができると紹介されているが、おそらく個々のアプリ等で利用の多いものの中から、開発コスト等を見ながらAPI連携等の開発・調整を行い、顧客ニーズに都度応えているのではないかと思われる。なお、当然のことながら、これら会計ソフトは、日々の記帳結果を基に決算や確定申告(e-Tax)にも対応している。

給与ソフトのうち、主に法人向けと思われる「弥生給与」の機能とのデータ連携については、非常に簡単に言ってしまうと、タイムカードから勤務実績を入力し、それを基に月次給与や賞与等を計算していき、その計算結果で後続処理たる社会保険料関係事務⁽¹³⁾や年末調整⁽¹⁴⁾に対応している。データ連携としては、「弥生給与」における給与(賞与・年末

調整)を基に仕訳データを作成して、「弥生会計」に転送することができる。他社会計ソフトへのエクスポートについてはサポートページでは探せなかったが(おそらくデータ形式を整えてエクスポートすれば可能であろう)、他社ソフトとの連携という意味では社会保険・労働保険の電子申請に対応しているアプリケーションである「オフィスステーション」(株式会社エフアンドエム)との連携により当該電子申請が可能という記載があった。

請求書・見積書・納品書作成のクラウド請求書ソフト「Misoca」も、これらの書類の作成だけでなく、送付(郵送・メール)にも対応しており、当然のことながら、同社の会計ソフトと連携できるほか、freeeやマネーフォワードと言った他社の会計ソフトとも、売上データを送信することにより連携が可能と紹介されている。

総じていえば、弥生内の各種アプリは非常によく連携され、受発注ソフトが他社の会計アプリと連携可能となっているのは特筆すべきと思われる。

② 「freee」

freee 株式会社が提供するクラウド会計ソフト「freee 会計」は個人向け、法人向けに分かれているが⁽¹⁵⁾、いずれもクラウド型であり、また、業務管理ソフトが、例えば「freee 工数管理」や「freee 福利厚生」、「電子契約 freee サイン」など多彩に用意されているところが特徴的である。個人であれば、「freee 会計」が申告、会計の双方をカバーするが、法人の場合は、会計と申告のソフトがそれぞれ用意されている。

メインページから「個人のお客様」をクリックすると、「freee 会計」のページに遷移し、確定申告についての説明はもちろんだが、請求・見積り・発注作業も含めた経理・経営管理にかかる説明もされており、銀行口座やクレジットカードの明細からの自動データ取得とAIによる自動仕訳についても記載がある

など、入力の手間を省くための各種の工夫がなされている。他社ソフトとの関係では、ホームページ上の「freee ヘルプセンター」⁽¹⁶⁾によると、「はじめかた」のパーツに「他社製品からの乗換」という項目があるほか、他社製品や Excel で管理下データの取込みなどについてインポートの仕方が丁寧に記載してある。

人事・労務ソフトとしては、「freee 人事労務」が用意されており、機能としては、労務管理、勤怠管理、給与計算(明細作成)、年末調整や社会保険・労働保険に対応している。データ連携としては、SmartHR を初めとした各種ソフトから集計した勤怠データが同期できるのみならず、連携アプリを用いることなどにより連携が可能となっている。なお、他社ソフトとの連携ではないが、「freee 会計と連携しているので、承認された経費の精算額を、該当する従業員の給与に簡単に反映できます。」⁽¹⁷⁾とある点も、一つ進んだ機能を有することをうかがわせる。また、当然のことながら、freee 人事労務において支払った給与額や納付した税金・保険料の経理処理も、freee 会計に入力不要で連携可能とある。他社会計ソフトへのエクスポートについては、こちらもサポートページでは探せなかったものの、おそらくデータ形式を整えてエクスポートすれば可能ではあろう。

freee の場合も、同社ソフト内は非常によく連携され、他社の特定アプリとのAPI連携も用意されている点が特徴的と思われる。

③ MoneyForward

株式会社マネーフォワードが提供する、MoneyForward シリーズにも豊富なラインアップが用意されている。「会計・確定申告」、「勤怠管理」、「給与計算」の他に、「年末調整」、「社会保険」、「固定資産」、「個別原価」、「連結会計」など、サービスが細分化され、顧客としては、きめ細かいニーズに合ったものを探してその部分で導入可能となっている。

個人事業者をターゲットとし、仕訳・会計

から申告までをカバーする MoneyForward クラウド確定申告のトップページ⁽¹⁸⁾によれば、①、②で紹介した他社ソフトと同様、銀行やクレジットカードとの連携で取得した明細からの仕訳入力や必要書類の自動作成のほか、家計簿データを利用した入力も可能とある。また、専用のアプリが用意されており、PCを持たないユーザーのニーズにも対応している点が注目される。

同ソフトのサポートの「サービス機能紹介」から、他ソフトとの連携についての説明を見ると、マネーフォワードクラウドのバックオフィスサービス（請求書や給与計算、勤怠管理など）との連携がスムーズに行えることがうかがわれる。例えば給与計算については、「勤怠管理・給与計算から仕訳の起票まで簡単に連携できます。」と記載されている。他社ソフトとの連携については、他社ソフトと常時連携を図るというよりは、他社ソフトを使用していたユーザーがデータを MoneyForward クラウド確定申告に移行する際の説明が主となっている。

給与業務については、MoneyForward クラウド給与がカバーしており、同社の勤怠ソフトに限らず、メジャーな勤怠ソフト（ホームページ上に記載されていたのは KINGofTIME、ジョブカンなど8ソフト）とはAPI連携が可能と紹介され⁽¹⁹⁾、また、給与計算の他、所得税計算（源泉所得税）、雇用保険料計算、社会保険料計算が可能と紹介されている。会計ソフトとの連携については、MoneyForward クラウド会計のホームページ⁽²⁰⁾に「マネーフォワードクラウド請求書・経費・勤怠・給与など、バックオフィスに必要なサービスをまとめてご利用いただけます。」との記載がある。MoneyForward クラウド給与から他社会計ソフトへのエクスポートについては、サポートページでは探せなかったものの、おそらくデータ形式を整えてエクスポートすれば可能であろう。

総じていえば、MoneyForward シリーズのアプリは細かいニーズに対応できるように各分野に応じて用意され、シリーズ内ではよく連携され、他社アプリとの常時連携は、一般的には一部分野に限られているものの、給与ソフトについては前段階あるいは後段階のサービスを提供する他社アプリとよく連携されていると思われた。

以上各社のソフトをざっと概観してきたが、前述のとおりソフトの種類としては、経理・会計処理関係ソフト、税務申告等関係ソフト（ここでは詳述しないが、社会・労働保険手続きの支援ソフトもある）、勤怠管理・給与ソフトの、大きく3種類（(1)の受発注等業務管理ソフトと併せれば4種類）に分けられる。その他に、その企業の規模にもよるが、これら各機能について、ベンダーのソフトを使わず、部分的にエクセルなどの表計算ソフトを利用しているケースもある程度想定されるところである。各種ソフトが上手く連携していれば、バックオフィス業務はデータで連携され、効率化されるだろうが、実際にはどうだろうか。

おそらく、全ての機能について、同一ベンダーの「〇〇シリーズ」を統一して使っていれば特にストレスはなさそうだが、各種機能間でベンダーが異なるソフトや自社独自の（あるいは親会社の）システムを使ったり、一部エクセル等の一般的表計算ソフトを使っていたりした場合には、気を使ってCSV変換をせざるを得ないケースや、場合によっては手入力等で対応せざるを得ない場面も想定される。各機能ソフト間の繋ぎ方について、各社のソフトごとに一定程度カバーはしているが、業界共通の一定のルール・フォーマットをセットして一般化できればデータの取りこぼしが防げるのではないかと思われるところである。【提言1 標準連携フォーマットの必要性】

(3) 決算、国税・地方税、その他社会保険等の申告・納付手続きー当局側の課題ー

国税庁ホームページ⁽²¹⁾によると、令和3年度の所得税申告におけるオンライン（e-Tax）利用率は59.2%、法人税申告で87.9%である。所得税の利用率は令和2年度に5割を超え、また法人税申告については平成30年度に8割を超えるなど、これまで様々な利便性の向上策を施しながら順調に推移しているものの、所得税で言えば、残りの4割をどうオンライン化するかが課題である⁽²²⁾。

地方税に関しては、令和3年（2021年）11月の「地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」⁽²³⁾には、「令和2年度（2020年度）において、法人道府県民税・法人事業税等の申告にかかるeLTAX（地方税ポータルシステム：インターネットを利用して電子的に地方税における手続きを行うシステム）利用率は77.2%、個人住民税の給与支払報告書の提出にかかる同利用率は57.2%」とある。なお、今後の課題として、e-Taxとのユーザーインターフェースの統一やマイナポータルとの連携、さらに「納税者の意見を十分に聞きながら」としながら、電子申告・提出の義務化の対象範囲の拡大にも触れられている。

社会保険の中でも、年金の手続きに目を向けると、日本年金機構の令和4年11月の文書「電子申請利用促進」⁽²⁴⁾によれば、主要7届（資格取得届や算定基礎届など）の令和4年9月時点までの一年間で電子申請の利用率は64%で、これは令和元年と比べ41ポイントの増加とある。

労働保険については、「オンライン利用率引き上げに係る基本計画（令和3年10月22日）」⁽²⁵⁾による令和元年度の数字では、総手続き件数の多い「労働保険料の申告（継続）」手続きで当時のオンライン利用率が10.7%、令和8年度末の目標が30%となっており、厚生労働省のホームページでは、労働保険の電子

申請について場面に応じた説明動画が用意されており、目標に向かって取り組んでいる様子がうかがわれる。

以上、オンライン手続きの現状を可能な範囲で紹介したが、上記各ホームページを見ると、各機関がそれぞれユーザーインターフェースを含めた分かり易さに工夫を施し取組みを進めていることは感じられるが、全体的には、認証の場面⁽²⁶⁾については共通して取組みを進めているものの、それ以外は手続きごとに対応せざるを得ず、各役所の窓口には紙の申告書をセットして提出していたことを電子に置き換えた「紙をそのまま電子化」、また、そのこととも関連するがそれぞれの当局がそれぞれの電子化を進める「縦割り感」が否めない。

具体的には、例えば、会計・経理・給与関連では、日々の経理・計算から会計処理・決算・申告と業務が進むのであろうが、法人税で言えば別表を法令で定められた様式に合わせて作成、地方税やその他の手続きについても、従来からの紙ベースを主とした各種様式どおりに申告書・明細書等の添付書類を作成するなど、各種の目的に合わせた中間作成資料はそのまま引き続き作成・提出を求めているであろう。また、後述するが、給与面については、その合計としての計算結果が会計データとなるのみならず、各人別の給与支払いから源泉徴収・特別徴収、社会保険・労働保険等の各種の手続きに流れていくのだが、元データの中身は「ある従業員に対する給与の支払い」と共通の、かつ、一つのものでありながら、その直後から別々に枝分かれして計算・申告等に流れていく。つまりは、同じような内容のデータをルーツとする（原始証拠資料でもある）ものの、目的に合わせて別々の中間作成資料（添付書類）を作成し、また、多方面に流れていく手続きを別々に実行しなければならないのである。

また、いわゆる企業が保有する事業用の償

却資産については、経理を経た法人税申告・事業者の所得税申告においてはフローとしての減価償却費が減算項目となり、市区町村への固定資産税においてはストックとしての資産価値が課税対象となるが、「資産の価値」の部分については共通である。

これら、給与関連データや償却資産など、(ほぼ)同じデータを別々に徴求しているケースがあれば、効率化の観点から統一化、つまり一つの資料を用意するだけで対応できるようにする必要があるのではないだろうか。

【提言2 クラウドの活用による提出、調査・検査対応】

なお、民間ベンダー各社等からも本稿と関連する各種問題提起がなされている。全て紹介はできないが、その概要を以下に記載する。

- ・ 「これまでの取り組みは、紙を電子化する、例えば確定申告書を電子的に送信する、という観点に留まっており、デジタルを前提とした申告・納税プロセス全体の見直しには至っていない。…(途中省略)…申告データの作成等の前工程におけるデジタルの活用には改善や効率化の余地があり、社会全体としてのコストの最小化を実現できていない。」(2020年6月25日社会的システム・デジタル化研究会「社会的システムのデジタル化による再構築に向けた提言」)⁽²⁷⁾。
- ・ (上記提言を受けて) 年末調整制度について、「デジタル技術を浸透させることで社会全体としての効率を抜本的に向上させ、社会的コストの最小化を図るためには、デジタルを前提として業務プロセスの根底から見直すデジタル化(Digitalized/Digitalization)が必要である。」、具体的には従業員の扶養情報、月次の給与支払いや源泉徴収の実績、各種控除証明データを発生源からリアルタイムに収集し、翌年一月以降に年税額・過不足額を算出することを提言している(2021年6月3日社会的システム・デジタ

ル化研究会「デジタル化による年末調整の新しいあり方に向けた提言」)。

- ・ (2022年4月から開始した) 法定調書の参照方式⁽²⁸⁾は、官にとってはメリットがあるが民にとってのメリットはやや曖昧。各種申告に至るまでに様々な中間生成物が必要となるので、それが共通化されたり不要になったりするのであれば民にもメリットがある(2022年11月29日 freee 株式会社担当者との意見交換)。
- ・ パーソナルデータを「国が管理」ということに対するネガティブな国民感情があるが、例えば行政間であるいは官民でデータ連携が行われて、複雑な手続きを自らアクションしなくてもできるようになれば、また、一つの役所への手続きでデータが連携されれば(国民タッチポイントの導線が一つ)、データを「預けたら得する」風潮へのシフトもあり得るのでは(2023年2月8日 NTTデータ担当者との意見交換)。

Ⅲ 「現状と課題」を踏まえた対応策

1 「本業」の受発注、納品・支払(企業間取引)データの管理

まず、「本業」の受発注、納品・支払データの管理については、EDIの標準化や拡大、共通化の取組みが解決策となり得、前述のとおり中小企業庁を中心に中小企業EDI共通化の動きが進んでいるが、その他にも注目すべき取組みがある。一つは、中小企業EDIのところでも紹介されているZEDIとの連携で、これにより前述した取引記録等のデータ化のみならず決済管理もデータ化により効率化する。また、今一つは、令和5年(2023年)10月からのインボイス制度開始に合わせたデジタルインボイスの取組みである。

ZEDIは、一般社団法人全国銀行協会(全銀協)のホームページ⁽²⁹⁾によれば、支払企業から受取企業に総合振込を行うときに、支払通知番号・請求書番号など様々なEDI情報

の添付を可能にすることにより入金消込業務が効率化され、企業における資金決済事務の効率化が可能となる仕組みで、具体的には、Z E D I の稼働開始（2018年12月25日）以前は、総合振込のフォーマットのE D I 情報欄が固定長形式 20 桁に限られていたのに対し、稼働後はXML形式に変わり多くの情報を自由に設定することが可能となった。これにより、商流の方でE D I をデータとして導入している場合は支払管理も含めてデータ化され、取引全体としてのデータ化が可能となるのみならず、その企業にとってデータ化されたE D I として導入されていない場合でも、Z E D I により取り入れられたデータを取引記録として販売等管理や経理・会計システムに引き継ぐことも可能になるとわれ、本業取引の現状では取り残されている部分のデータ化を促すポテンシャルを持った取組みであると期待できる⁽³⁰⁾。なお、令和5年(2023年)1月25日の日経産業新聞では、岐阜県が、金融機関やシステム会社と協力して、企業間のE D I システムを生かした「E D I データ連携共通基盤システム」を開発し、今後事業者最大約100社が参加して実証実験を行う旨が紹介されている。

次に、デジタルインボイスについて、デジタルインボイス推進協議会⁽³¹⁾のホームページによれば、その利活用により、「請求から支払、さらにはその後のプロセスである入金消込と言った会計・税務の業務についても、エンド・トゥ・エンドでデジタルデータがつながり、事業者のバックオフィス業務全体が効率化する」ものとされ、「取引全体のデジタル化が進むことも期待される」とあり、わが国のデジタルインボイスの標準仕様である「J P I N T」も「Peppol⁽³²⁾対応サービスの提供が可能となるよう必要な更新が行われていく」とされている。デジタルインボイスの普及によっても、Z E D I と同様、あるいはそれ以上に、本業取引が途切れることなくデータ化

されていくものと期待される。なお、更に今後の発展形としての将来の仮定ではあるが、仮にデジタルインボイスによる取引記録が取引後速やかに（セキュリティ確保の上）クラウド等にアップされ、社会的にも信用情報として認知されるようなものとなれば、例えば、新型コロナウイルス感染症拡大による事業者への「持続化給付金」⁽³³⁾申請の際には、売上げ減少を明らかにするために確定申告書類の控えとともに売上げ減少となった月の売上台帳の写しなどが必要であったが、こういった場合に証明データとして使うことができるようになるかもしれない。

いずれにせよ、上記のとおり、各種取組みが官民挙げて進んでいるところであり、その取組みの進展と成果に期待したい。将来像2023もこれらの取組みを国税組織を挙げて支援する趣旨がにじみ出ているものと思われる。

2 各種ソフト、システムの連携【提言1 標準連携フォーマットの必要性】

企業内部のバックオフィス業務については、前述のとおり、ベンダーごとに様々な局面に対応するソフトのラインアップが豊富ではあるが、一つのベンダーのシリーズに統一することができればいいが、各社それぞれどういうシステム構成にするかは事情が異なるであろう。総じていえば、使用するソフトが異なってもスムーズに苦労なくデータが引き継げるようにできることが望ましい。以下局面ごとに検討する。

まず、各社経理・会計ソフトのターゲットとなっている経費支払い等、特に小口かつ少量の支払取引のデータ取込みについては、実情に鑑みれば、現金払い等企业にとって記録が残らない支払いから、クレジットカード決済・銀行振込みや各種 pay 払い等、支払いがデータで記録されるものにシフトしていく（発生源のデータ化）ことがベターである。

現状、企業内の関係部署が多く、各社各様でのバラバラな支払い・精算となっている場合でも、従業員による立替現金払いを減らし(なくし)、内容・支払実績がデータとして残るものに代えていければ、データ化やチェックをある程度効率化でき、締切り遅延なども防止できる⁽³⁴⁾。それほど先進的な取組みとは言えないかもしれないが、まずは経理主導で「データが残る支払方法」に従業員を誘導していく必要がある⁽³⁵⁾。なお、これら小口の経費払いについて、各社各様でチェックをしていると思われるが、会計士や税理士、ベンダー等第三者によるコンプライアンスチェックをどの程度している(していた)のかを記録・提示⁽³⁶⁾することができれば、税務当局が調査の必要性を判断する際に参考となるかもしれない。

次に、従業員の勤怠管理・給与計算の事務の関係では、毎月の給与の支払いを経理・会計ソフトに流す標準フォーマットも必要だろうが、「経理・会計」に必要な範囲に限定すると、個々の従業員に何の名目でいくら払ったかまでのデータは不要で、総額を転記すれば事は足り、それほど難しいフォーマットにはならないと思われる。むしろ、後述するように、個々の従業員に対する給与支払い実績は、国税の源泉徴収・地方税の特別徴収手続き、健康保険・年金等の社会保険料の算定、雇用保険・労災保険の労働保険料といった様々な算定・手続きに流れていくこととなるため、標準フォーマットとともに、一つの(クラウド上の)データを各関係当局が参照できるようにすれば、社会全体で見た場合のデータの重複が避けられるようになる。また、仮に超過勤務管理にかかる労働基準監督署の検査や、源泉徴収にかかる税務署の調査などに対応する場合でも、「提出」・「保存」とも、単一の原始データが活用可能となる。

販売等業務管理ソフトと経理・会計ソフトとの連携(1で述べたEDI共通化等でカバ

ーできない部分)については、販売等業務管理ソフトから決算書作成や申告に必要な十分な範囲で売上げ・仕入れ等のデータが経理・会計ソフトに流せればいいが、消費税の計算を考えると総額だけでは足りず、一つ一つの取引データに課税売上げ・課税仕入れの消費税額を含めたデータが各別に連携されていく必要があるだろう。この点は1で述べたとおり、電子インボイスデータの活用によるデータ連携・効率化が期待される場所であり、この点については、既に様々な取組みが進められているのでこの稿では詳述しない。

次に、例えば(償却)資産管理の分野においては、資産管理ソフトや独自の資産管理ツールから経理・会計ソフトを経由して国・地方税申告ソフトへ必要なデータを連携させていく必要があるが、前述の給与データと同じく、資産管理データを経理・会計ソフトへ連携するだけでなく、法人税の損金ともなる減価償却費算定を裏付ける法人税別表十六及び固定資産税賦課決定の根拠となる償却資産申告書のデータの類似性⁽³⁷⁾に鑑みて、必要なデータや計算の仕組み等を国・地方の協議等によって整理の上、一つの(クラウド上の)データを国税当局と地方税当局とが参照をする方式の導入も望まれるところである。この点についても後述する。

【提言1】 ベンダーが異なるソフト間であっても、例えば、勤怠・給与ソフトから経理・会計ソフトと国地方税・社会労働保険料申告ソフト、販売等業務管理ソフトから経理・会計ソフト、(償却)資産管理ソフトから経理・会計ソフト・国地方税申告ソフト、など、各機能間でスムーズにデータが引き継げるような標準連携フォーマットか、それに代わりうるような工夫が、ベンダー各社や当局などの合意のもとで定められないか。

3 原始データの共有【提言2 クラウドの活用による提出、調査・検査対応】

ここでは、特に各従業員への給与支払いデータを念頭に、原始データをクラウドに上げて、それを必要な税・保険当局が参照するという点について記述するが、その前提として、申告・申請書の「提出」をどのように捉えるべきか、近年仕組みとして定着しつつある「参照方式」の概要はどのようなものか、を整理した上で、クラウド活用にかかる提言を行いたい。

(1) 「提出」等にかかる考え方の整理

「2」の給与関係、償却資産関係のところでも簡単に触れたのだが、国税や地方税、社会労働保険手続き関係で似たような、あるいは同じデータが各別の計算に使われ、添付書類としてその元データ、さらにその元データを基に作成した中間計算結果が手続きごとに求められている。単純にこれらをついにすれば、言い換えれば、給与であれば、各人別の一つのデータを各当局がそれぞれ参照可能な共通クラウドのようなものにアップロードして、そのデータを、参照権限のある当局がその参照権限に応じた部分を参照できる（必要な場合にはダウンロードすることとすれば、この分野でのDXは加速するのではないかと思われる。おそらく現在提出を求めている中間作成資料は、元データさえあれば自動的に計算可能であろうことから不要となる。

しかし、これら手続きにはそれぞれ法令上の根拠があり、国税を例にとると、現状、各税法には申告書の「提出」にかかる手続きが定められ、それとともにその様式も定められている⁽³⁸⁾。具体的には、国税通則法第17条第1項には「申告納税方式による国税の納税者は、国税に関する法律の定めるところにより、納税申告書を法定申告期限までに税務署長に提出しなければならない。」と定められ、法人税法にはその第74条第1項に「内国法

人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。」(各号省略)と定められている。また、申告書の様式については、法人税法施行規則第34条に「法第七十四条第一項第六号(確定申告)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。」(各号省略)、とされ、同第二項に「確定申告書(括弧内省略)の記載事項及びこれに添付すべき書類の記載事項のうち別表一、…(途中省略)…別表十八(三)まで(括弧内省略)に定めるものの記載については、これらの表の書式によらなければならない。ただし、…(以下省略)。」と定められ、一旦は「申告書」という紙、「別表」という定められた様式、つまり「表の書式」により「提出」しなければならず、窓口提出・郵送など何らかの方式により、それらの紙が物理的に税務署の窓口に届いて処理されていくということが法令上予定されている。

もちろん、e-Tax等により電子化を進めており、法令上も電子化の一般法である「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」や、これを国税側で受けた「国税関係法令にかかる情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令」で、書面の提出に代えて電子的に提出するという途が開かれているわけだが、こういった提出書類の電子化は、現実には、多くは各種定められた書面の様式をベースに、書面様式に表記すべきデータを漏れなく用意して送信するような手順となっており、現状はまだ「紙」の申告書・添付書類の様式を基に、様式記載のデータは変えずに、電子データに置き換えて送信を行うような形となっている⁽³⁹⁾。他方で、例えば個人所得税の確定申告書等作成コーナー⁽⁴⁰⁾のように、画面に従って必要なデータを入力等していけば、所得税の確定申告書の様式を意識しないまま手続きが完結するものも用意されているが、

こういうケースは例外的なものにとどまると言えよう。将来的には全ての手続きにおいて、何らかの形で必要なデータの入力や参照で、「紙」時代の様式を意識することなく最初から最後までデータで手続きが完成できるようなやり方が望まれるところではあるが。

つまるところ、これまでに実施した電子化は、概ね紙での提出が予定されていたものを電子的に代替することが主であり（その意味で電子化の「基本原則」は道半ばと思われる）、冒頭に述べたようなデータの共通化をするには、各手続法令等の改正が必要となる場面もある。国税だけではなく地方税や社会・労働保険の各手続法令等も改正が必要なケースもあろう。この分野は各当局だけでなく、IT関係、ソフトベンダーや事業者もよく意見を出し合って、「申告と様式」から「申告としてのデータと付属して提出すべき基データ」とに発想を転換していく必要があるのではないか。

(2) 参照方式とそのデータの活用

「電子的提出」を一步進めた、いわゆる「参照方式」も実践が始まったところである。例えば、源泉徴収票や報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書などの法定調書については、令和4年1月から、認定クラウド等⁽⁴¹⁾の提出領域に法定調書データを記録し、税務署長に対して当該データを閲覧し、及びe-Taxに記録する権限を付与することにより法定調書の提出ができるものとされている⁽⁴²⁾。更にこの法定調書データは、同5年1月から、その支払いを受ける者が、所得税の確定申告を行う際にマイナポータルを経由して法定調書データを取得し、申告書の該当項目に自動入力が可能なる仕組みとなっている。今後の姿についても、将来像2023に、どのような分野でデータが取り込まれ、納税者がそれを活用できるようになるのかが表されている。

(3) 参照方式のさらにその先（当局のアクセス権）

これまで、申告書等の提出に代えてのデータ提出や参照方式という新しいデータのやり取りについて見てきたが、ここでは納税者から提出されるデータそれぞれの性質についても検討していきたい。つまりは、同じデータでも、いわゆる「申告」すべきデータ、国税で言うところの課税標準や税額となるだろうが、「申告」することに意味があるものと、そうではなく、計算（過程）根拠だったり証拠となるデータだったり、データごとに異なる意味付けがあり得る。

まず、「申告データ」については、「課税標準は〇〇〇円です」、「納付すべき税額は〇〇〇円です」と納税者が宣言し、一旦はそれが確定税額（課税標準）となる、という法的性質を持つので、そのデータが納税者からの宣言であり、当局も納税者の申告（宣言）として受ける趣旨があり、単なる計算（過程）根拠・証拠データとは性質上異なる。次に計算（過程）根拠や証拠データは、申告データとは性質が異なり、「課税標準が〇〇〇円です」だけではその数字が正しいのかどうかかわからないのでそれを補足する意味があるのと、証拠データは、申告データが「結果」、計算（過程）根拠が「途中経過」だとすると、基データとしての意味がある⁽⁴³⁾。計算（過程）根拠の部分は、通常は基データがあれば計算可能なので、紙での処理の時代はともかく、今後は徐々にその添付・提出の必要性が薄れていくであろう。社会全体の電子化の進捗を見ながらであろうが、随時の見直しが待たれるところである。

なお、「申告データ」については、①法令で義務付けられた「提出」となろうが、計算（過程）根拠データや証拠データについては、法令で義務付けられたものもあれば⁽⁴⁴⁾、②必ずしも義務付けられていないものもある。このほか、「提出」は求められていない資料でも、

法令等により保管が義務付けられ、あるいは義務付けられていなくとも当局による後の調査・検査等に対応するために、各種データを補完・証明するための更なる証拠データもありうるなど、「申告データ」以外のデータも、その意味合いはそれぞれである。

これらを踏まえると、法定調書をクラウドにアップロードする参照方式がすでに実践されているように、様々な申告書（データ）を納税者がクラウドに上げて当局の参照が可能になったことをもって、「申告」あるいは「提出」とするとともに、計算過程のデータ、中間作成資料は極力省略しつつ、証拠データ（及び更なる証拠データ）はその性質によって、当局が常時参照すべきものならば当局がアクセスできるクラウドにアップロードし、調査・検査等で当局が参照すべきものならば、必要な際に当局が（いったんは閉鎖されていた）クラウドへのアクセス権を得て参照するように設計していくのが、社会全体の重複データの排除の観点からは望ましいのではないだろうか。なお、証拠データについて、当局が常時アクセス可能とするのか、あるいは、当局が手続きを経てアクセス権を得るのかは、基本は現状の整理に基づいて、現在でも申告等に添えて提出すべきものであればアクセス可能に、そうではなく質問検査権等調査権の行使後、納税者（国民）の了解を得てアクセスすべきものであればアクセス不可に、とすればよさそうだが、実際の整理については現状を踏まえつつも根気強くデータの性格を見極めて、よく協議の上検討していく必要があるだろう。

(4) データの整理と各当局による必要データの統合（給与関係データを例として）

これまで述べてきたように、「申告として必要なデータの提出」は当局が常時参照可能なクラウドにアップロード、（極力省略するものの）計算過程・根拠データ・証拠データ（基

データ）も、これまで提出されていたものは当局が参照可能なクラウドにアップロード、それ以外の納税者（国民）保管の更なる証拠データは当局が納税者（国民）の承諾を得てアクセス、と原則だけを掲げたところだが、実際にどのようなデータをどのようなところに保存（アップロード）すべきなのかが問題となる。

まず、現状、国税の源泉徴収としては、個々の従業員に対する支払い給与に対応する源泉徴収税額を計算し、その合計額を納付書により納める（1事業者で1枚の納付書）こととしており、税務署に提出されるのは合計結果が記載された納付書のみである。次に地方税の特別徴収については、前年の所得等により計算され賦課決定がなされた特別徴収額を個々の従業員の給与から引き去って、その合計額を同じく納付書によって納めるが、納付書は従業員居住の市町村の数だけ作成しなければならない（eLTAXを使えば一度送信すれば済むが）。厚生年金保険料や健康保険料、介護保険料については、4～6月の給与支払額を基に算定（定時決定）した標準報酬（賞与）月額×保険料率の合計額は、例えば年金保険料であれば日本年金機構から事業所へ「保険料納入告知額通知書」等の送付があるのでそれに従って納付（事業者負担分も加算）することとなる⁽⁴⁵⁾。雇用保険料・労災保険については、「賃金総額×（業種ごとの）（労災保険率+雇用保険率）」により計算した概算保険料を6月1日から7月10日までに申告・納付し、一年後の同時期に確定保険料（概算保険料と実際の支払いに基づく保険料の差額）を申告・納付することとなる。金額によって延納も認められる。なお、労災保険は全額事業主負担、雇用保険は従業員負担分を毎月の給与から控除することとなる。

これら全体の手続きを概観すると、国税については支払いの都度リアルタイムで源泉徴収税額が決まる⁽⁴⁶⁾のに対し、地方税・年金等

保険料・雇用等保険料は一時期に賦課決定あるいは定時決定、概算額を算出したものを基に各支払いにかかる税・保険料を計算し納付するという手続きとなっている⁽⁴⁷⁾。税も保険料も、収入と負担との見合い、という観点からは、リアルタイムでの納付が本来望ましいのかもしれないが、現行制度のままで地方税や社会・労働保険料もリアルタイムとして更に源泉徴収の年末調整類似の手続きを導入するのは、企業の事務負担の観点からなかなか理解が得られないかもしれない。リアルタイム性はともかく置くとして、いずれにしても、税・保険料の金額の算定は、事業者がその従業員に支払った給与額が基準となる点では共通であるため、ある従業員に支払った給与等の金額は、厳然たる基データとしてそのデータを事業者の責任の下に各当局が常時参照可能なクラウド領域にアップロードし、各当局が必要に応じてダウンロード、あるいは参照する方式が、データの保存等の面で効率的であり、かつ、前述のリアルタイムでの納付の実現にも道を開くものなのかもしれない。

なお、償却資産にかかるデータについても、法人税においては減価償却費の算定根拠となり一定のデータ提出が求められ、また、固定資産税の課税標準としてもデータ提出が求められているため、上記の給与支払いと同様のことがいえるが、他にも一つのデータが各当局によって取得・参照されるようなものがあれば、極力標準化を進めていくべきとも考えられる。

【提言2】 事業者から各従業員への支払い給与など、様々な当局がそれぞれの計算で税や保険料の算定根拠としているものについては、関係当局や民間ベンダー・事業者等間の協議により、一の標準データ形式を定め、「申告」や「提出」といった考え方を整理・必要な制度改正等を経た上で、標準データのクラウドへのアップロードと、それを必要な当局が取得、あるいは参照する

方式がとれないか。

IV 結びに代えて—上記二つの課題を進めるための枠組み（協議体の提案）—

以上二点、すなわち、①共通連携フォーマットの策定と②クラウドを前提としたデータの持ち方の整理を実行するためには、まずは、①については民・民での調整・統一化が、②については官民、特に各種提出を求めている国税、地方税、社会・労働保険部局間における調整・統一化と、民の意見も取り入れた上での中間作成年書やデータの整理が必要であり、また、その検討結果を踏まえた法令等の改正が必要となるため、かなりの労力を要すると想定される。さらにはこの稿を執筆をしている時点では①、②とも国際規格的なものは探せなかったのだが、そのようなものがあるのか、あるとしたら国際規格的なものとの整合性についても検討をしなければならず、ここにも一定の労力を要する。

しかし、社会全体のDXのためには、現状の、様々なデータ形式・様式が競争社会の下であるいは行政の機能分担⁽⁴⁸⁾によって乱立している状況から、データやフォーマットを共通化してシンプルで無駄がなく、データ処理の局面でもシステムに負荷をかけないデータとしていくことが必要不可欠であり、調整は難しくとも、関係者が参加する協議体を作り、関係者が一定程度の妥協の下に共通の理解を図り、合意のもと段階・目標を決めて進めていくべき事項ではないかと思う。

この協議体は広く関係者が参加すべきものであることはもちろんだが、合意形成による社会全体のDX促進が最大の目的であるため、民間における競争の優位性や各当局の権限強化・情報収集の過多などを極力抑制しつつ、ある種関係者全員の妥協を基本に進めなければならないものと思われる。当局の参画もちろん必要ではある（政治的リーダーシップが必要かどうかは不明）のだが、民間ベンダ

一等の代表者が発起人的立ち位置で各当局にも広く参画を促して協議体発足に動くような、民主導の取り組みを期待したいところである。

- (1) 令和元年7月経済産業省『「DX推進指標」とそのガイダンス』1頁には「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と記載されている。
- (2) 担当者にヒアリングをしたわけではなく著者の私見である。
- (3) https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/digital_transformation/pdf/20180907_03.pdf (令和5年9月8日最終閲覧)
- (4) 紙であれば物理的な保管スペースが、データであれば保存するためのデータベースの容量が必要となる。いずれも量が多ければ多いほどコスト高となる。
- (5) ②、③の関連で、多数の取引先への請求・支払い業務も負担となっている。発注側企業の場合多数の納入側企業から異なるフォーマットでやってくる請求依頼の処理に加え、入金処理(振込)に関しても、仮にインターネットバンキングを利用したとしても、複数金融機関ごとに違う処理を複数の口座に対して入金を実施する必要がある。マルチバンキング対応のサービスのニーズがありそうだが、この稿では詳述しない。
- (6) なお、この稿では、棚卸や資産の現物チェック等、デジタル化によっては省略できない事務については記載していないが、現物と帳簿の整合性についてのDXの取組も望まれるところではある。
- (7) 中小企業庁ホームページ「<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/edi.htm>」(令和5年9月8日最終閲覧)
- (8) 特定非営利活動法人ITコーディネータ協会ホームページ「<https://www.edi.itc.or.jp/edi>」(令和5年9月8日最終閲覧)
- (9) 貿易円滑化と電子ビジネスのための国連センターをいい、国連域経済委員会の一つである国連

欧州経済委員会の下部機関で、各国政府と専門家レベルで緊密な連携を有しているとのこと

- (10) <https://www.jastpro.org/pages/34/>、令和5年9月8日最終閲覧)
- (11) 同社ホームページ (<https://it-trend.jp/award/2022/payroll-system>) による。令和5年9月8日最終閲覧。
- (12) 同社ホームページ (<https://www.yayoi-kk.co.jp/products/>) による。令和5年9月8日最終閲覧。
- (13) 日常の取引データを会計データに自動仕訳し、弥生シリーズに自動的に取り込むサービス・機能。
- (14) 社会保険の定時決定としての「算定基礎届」の作成や、労働保険料の申告用の資料の作成にも対応している。
- (15) 年末調整については、同ソフトの「年末調整ナビ」機能に従って扶養者情報や支払保険料等のデータを入力すれば正確に年末調整事務を行うことができ、源泉徴収票・給与支払報告書・法定調書合計表などが作成できる。
- (16) 同社ホームページ (<https://www.freee.co.jp>) 参照 (令和5年9月8日最終閲覧)
- (17) 同社ホームページ (<https://support.freee.co.jp/hc/ja>) (令和5年9月8日最終閲覧)
- (18) 同社ホームページ (<https://www.freee.co.jp/hr/features-list/>) (令和5年9月8日最終閲覧)
- (19) https://biz.moneyforward.com/tax_return/ (令和5年9月8日最終閲覧)
- (20) 他に CSV による連携についても記載。
- (21) https://biz.moneyforward.com/accounting/?pattern_accounting=2022_396_02 (令和5年9月8日最終閲覧)
- (22) https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/topics_202208riyozyokyo.htm (令和4年8月12日付プレスリリース、令和5年9月8日最終閲覧)
- (23) なお、個人事業者のうち4割近くしか会計ソフトを利用していないのに e-Tax 利用割合が約6割であることを奇異に感じる向きもあるかもしれないが、個人事業者(国税庁ホームページ

- (<https://www.nta.go.jp/information/release/pdf/0023005-53.pdf>)によれば、令和4年分確定申告の納税人員（所得税の申告納税額がある方）の中でも事業所得者が163万8千人であるのに対し、事業所得者以外が489万6千人いることからしても、事業所得者の全体に占める割合がそれほど高くないことからリンクはしない。
- (23) <https://www.eltax.lta.go.jp/news/04514/>とりまとめ.pdf（令和5年9月8日最終閲覧）
- (24) <https://www.nenkin.go.jp/service/riyoushabetsu/cooperator/nenkinin/7files/shiryoy4.pdf>（令和5年9月8日最終閲覧）
- (25) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kansoka/kihonkeikaku.html>から入手（令和5年9月8日最終閲覧）
- (26) 個人であればマイナンバー認証、法人であればGビズID認証を共通認証として使用するケースが広がってきている。
- (27) <https://www.yayoi-kk.co.jp/company/press-release/20200625.html>。具体的には短期的には電子インボイスの仕組みの確立、中長期的には確定申告、年末調整、社会保険の各種制度等について、デジタルで最適化された業務プロセスとしての再構築、行政/民間を通じた大幅な社会的コスト低減を提言している。また、これに関連して弥生株式会社岡本浩一郎社長のブログには、それまで制度・法令に肅々と対応してきたが、配偶者（特別）控除制度の複雑化を機として提言に至った思いが述べられている。
- (28) 従前の「提出」に代えて、法定調書データをクラウドに提出義務者がアップして、提出先（国）のアクセス権を付けることにより、当局が「参照」できる方式となった。
- (29) <https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/smooth/sml/>（令和5年9月8日最終閲覧）
- (30) 令和5年（2023年）3月8日付日経新聞には、ZEDIが電子インボイスに対応し企業が請求から決裁までをデジタルで一括でできる仕組みを整える旨の記事が掲載されている。
- (31) 日本国内で活動する事業者が共通的に利用できるデジタルインボイス・システムの構築を目指し、デジタルインボイスの標準仕様を策定・実証し、普及促進させることを目的として設立された協議会（<https://www.eipa.jp/about-us>、令和5年9月8日最終閲覧）。

- (32) Pan European Public Procurement Online の略。欧州発祥のグローバルな標準仕様。
- (33) 経済産業省ホームページ（<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>、令和5年9月8日最終閲覧）参照。現在、申請は終了している。
- (34) なお、例えばコンビニ現金払いについて、電子レシート表示機能を持つコンビニアプリもあるが、これらも（現時点ではどのようにデータを取り込むかはわからないものの）データである限り将来的には連携可能な仕組みにできるのではないかと思われる。
- (35) その上で、データで経理の仕分けに吸い上げられるものの中でも、より情報量が充実した手段にシフトしていくことが望ましい。
- (36) 例えば、「〇年〇月〇日、支払いデータAとBについて、用途と業務との関係が不明瞭だったので、担当者に用途を確認したところ、取引先の要望による突発的な対応を求められたために△△の支払いを行ったことが判明した。税理士〇〇」などと記録し、あるいは、ベンダーソフトの機能によりAIによるチェックを実施するなどし、その記録も含めて当局に提示するというようなもの。
- (37) 各種の取得した資産の種類、取得年月日、耐用年数などを資産ごとに記載する。
- (38) 法人税の場合は法人税法施行規則（財務省令）により別表様式が定められている。
- (39) その意味で、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第2条に書かれているような基本原則はなかなか実現されていないということができるかもしれない。また、中には申告・手続きを必要とする者がそれほど多くない税目にかかる手続きについて、イメージデータ（PDF形式）でのe-Tax送信が可能なケースもある（相続税の第3表「財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の歳出税額の計算書、<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/sozoku/annai/r03pdf/C13.pdf>（令和5年9月8日最終閲覧）参照）。
- (40) 国税庁ホームページ（<https://www.keisan.nta.go.jp/kyoutu/ky/sm/top#bsctrl>）（令和5年9月8日最終閲覧）
- (41) 国税庁告示で定める要件に適合することにつき、クラウドサービス事業者等が国税庁長官の認定を受けているクラウドサービス等で、法定調書

の提出に利用されているものをいう (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/cloud/>)

(令和5年9月8日参照)。

- (42) 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/cloud/>) (令和5年9月8日最終閲覧)
- (43) とはいえ、証拠データといえども、真の意味で基データである場合もあるが、相対的には基データとして位置づけられるもののさらにさかのぼって基データが存在することの方が多であろう。
- (44) 社会のデータ化により不要となれば法令等を改正することになる。
- (45) 日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/nofu/nofu.html>) (令和5年9月8日最終閲覧)
- (46) そのことの裏返しとして、月額のみを参考として源泉徴収額を決定しているので、「年末調整」という累計額を基とした手続が必要となる。
- (47) 厚生年金保険料や健康保険料、介護保険料については、標準となる報酬額が大きく変わった場合には随時改定が必要となる。
- (48) 公務員としては使いたくない言葉だが、「縦割り」のこと。